

税金ってなんだろう？

確定申告の内容を間違えていたり、うっかり確定申告を行うのを忘れていたなどはありませんか。もう一度ご確認ください。

★所得税を過大申告していた場合★

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いた時は、「更正の請求」をして正しい税額へ訂正を求めることができます。

この更正の請求を行う場合は、税務署または国税庁ホームページに用意してある「更正の請求書」に、既に申告した金額と訂正すべき金額などを記入して、所轄の税務署長に提出してください。

★所得税を過小申告していた場合★

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いた時は、「修正申告」をして正しい税額に修正する必要があります。

修正申告を行う場合は、税務署に用意してある申告書B第一表と第五表(修正申告書・別表)に、既に申告した金額と修正すべき金額などを記入して提出してください。

修正申告や、税務署から指導を受けた場合、新たに納めることとなった所得税のほかに、過少申告加算税または重加算税や延滞税がかかることがあります。

★固定資産課税台帳(評価額)の縦覧について★

「土地価格等縦覧帳簿」、「家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧について詳しくは次のとおりです。

日時

4月1日(水)～4月30日(木)
午前8時30分～午後5時15分まで
(ただし、土日祝祭日は除く)

場所 役場税務課

対象者

固定資産税の納税者(または納税者の同居親族・代理人。ただし、同居親族は納税通知書または課税明細書が、代理人は代理人選任届または委任状が必要です。)

持ち物

個人は認め印、法人は社印と本人確認ができるもの(例えば納税通知書など)

今月の納税

固定資産税 第1期

4月30日(木)

軽自動車税

全期 4月30日(木)

延長窓口サービス

毎週水曜日は、午後7時まで税務課窓口業務を延長しています。町税の納付などご利用されたい方はお気軽にご利用ください。

★口座振替を申し込まれている方へ★

口座振替は各納期限が振替日となります。納期限の前日までに預金残高をご確認ください。

★前納報奨金制度が令和3年度より廃止されます★

令和2年度は前納報奨金制度の適用が最終年度になります。令和3年度は前納報奨金制度の適用がされません。

●令和2年度から前納を期別にした
4月20日(月)までに届出をしてください。
仮に前納と期別が重複した場合は、金融機関より入金(1週間程度)がありしだい速やかに還付いたします。(5月末予定)

●令和3年度から前納から期別にした

5月1日(金)から令和3年1月20日(水)までに口座振替依頼書を提出してください。(令和2年度の届出と区別するため)

●口座振替で前納したい

口座振替の方で、期別を前納に変更する場合は、「口座振替依頼書」を提出いただく必要があります。お手数ですが、銀行のお届印をご持参のうえ、4月20日(月)までに役場税務課⑤番窓口で手続きしてください。

●納付書で前納したい

前納用の納付書をご利用ください。令和3年度以降、従来どおり前納され

る方は、第1期から第4期の納付書をまとめて使用してください。全期前納、コンビニ納付も4月30日(木)までです。

★LINE Payでも町税が納付できるようになりました★

令和2年度より、これまでのPay Bアプリ、Pay Payに加えLINE Payでの町税納付ができるようになりました。

各アプリから納付書のバーコードを読み取ってください。バーコードは納期限内のみ読み取り可能です。

※軽自動車税納付にスマホアプリを使用する際はご注意ください!!

スマホアプリを使用した場合、納付情報が役場税務課に到達するまでに時間がかかり車検用納税証明の発送も遅くなります。5月中に車検予定の方は、スマホアプリではなく金融機関、コンビニでの現金納付をお勧めしています。

